

教育講演②

明治時代以降における鍼灸医療制度・教育および研究の変遷

明治国際医療大学 臨床鍼灸学教室 北小路 博司

教育講演②の目的は、明治時代から現在までの近現代の日本鍼灸の歴史を振り返り、現在の「日本鍼灸」の特徴を1)鍼灸の制度、2)鍼灸教育の変遷、3)鍼灸臨床の推移および研究の発展の3項目から検証することにある。

1. 鍼灸の医療制度

鍼灸に関する法律は、明治7年に発布された「医制」第53条が最初である。この医制第53条は、鍼灸を西洋医学の管理下に置くことを規定しようとしたものであったが、施行させることはなかった。しかし、その精神は、それ以降の法律に組み込まれ、今も変わることなく息づいている。その後、「鍼術灸術営業差許方」(明治18年)が公布され、鍼灸施術が正式に営業できるようになり、「鍼術灸術営業取締規則」(明治44年)の公布により鍼灸営業は免許鑑札制となった。

それを大きく変える契機となった事件が、昭和20年GHQの進駐軍衛生部の勧告(「医業以外の治療行為を全て禁止」)であった。この禁止令に対して、全国的な鍼灸存続運動が展開され、昭和22年「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」が公布され、営業免許が身分免許となった。しかし、鍼灸が医療システムに組み込まれることはなかった。その後、数次の改定を経て昭和45年「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」が制定され、その内容が昭和63年大幅改訂されて都道府県知事免許から厚生大臣免許となり、今日に至っている。

2. 鍼灸教育の変遷

我が国における鍼灸教育は、「鍼術灸術営業取締規則」(明治44年)において、小学校卒業以上で指定校(4年制)を卒業すれば営業免許を取得できるとし、徒弟制度による鍼灸師養成に並行して学校教育をスタートさせた。それが大きく変わるようになったのは昭和22年「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」の制定以降であり、すべての鍼灸師の養成は学校教育(盲学校、専修学校)において行うこととなった。この法律は昭和45年に改定され、更に昭和63年に大幅改定され、高卒3年を修業年限とした単位制(86単位以上の修得。基礎分野14単位・専門基礎分野27単位・専門分野45単位)による教育が導入されることとなった。その間、昭和53年明治鍼灸短期大学の開学を嚆矢として高等教育化が始まり、大学及び大学院鍼灸研究科修士課程、博士課程(鍼灸学)が開設され、鍼灸教育の完成をみるに至った。また昭和62年筑波技術短期大学が、平成17年筑波技術大学が開学され、平成21年筑波技術大学大学院技術科学研究科修士課程(鍼灸学)が設置され、精旨問わず鍼灸の高等教育機関が整備された。

一方、我国の教育内容をみると、一貫して西洋医学を基盤とした教育課程による教育が行われてきた。このことが「日本鍼灸」の特質、すなわち多様な鍼灸を創る土壌となってきた。また、そのことが補完医療や統合医療を推進するうえでの素地となっており、ここに日本鍼灸の教育の特徴をみる。

3. 鍼灸研究の動向

約30年間における邦人の原著論文の推移を調査（Pab Medと医学中央雑誌）したところ、英語論文（基礎論文321編、臨床論文133編報）、和文論文（基礎論文1,665編、臨床論文1,798編）ともに増加している。また、研究発表についても同様に確実に増加傾向にある。臨床領域でみると、運動器系にとらわれず、中枢神経系疾患・内臓器系疾患（産科・婦人科系疾患）およびアレルギー・膠原病疾患など、対象疾患が増加している。加えて教育研究、調査研究、東洋医学に関する研究も増え、確実に学術研究は進展している。こうした研究の進展は、高等教育化、鍼灸のグローバル化等の要因によるものであるが、学会活動の活性化も強く寄与している。

4. まとめ

隣国では鍼灸医学を正統医学として位置付け、伝統医師の養成を進めていることと比較すると我国のそれは極めて異質である。しかし、そうした制約の中にあっても、多様性に富んだ日本鍼灸を形成してきた教育課程は、評価されるものであると考えている。特に東西医学の壁が崩れ、統合医療が指向される今日、日本鍼灸の教育と研究成果は、評価に値するものである。

■北小路 博司（きたこうじ ひろし）



明治国際医療大学 鍼灸学部 臨床鍼灸学教室 教授

略歴

昭和55年 明治鍼灸柔道整復専門学校 鍼灸科卒業 同校専任教員
昭和63年 明治鍼灸大学 東洋医学教室講師・助教授を経て現職

研究内容

泌尿・生殖器系疾患における鍼灸臨床と基礎研究

著書

「排尿障害のすべて-病態と治療-鍼治療」医薬ジャーナル、「神経因性膀胱に起因する尿失禁に対する鍼治療」メジカルレビュー社、「よくわかる排尿トラブルの対処法 最新の診断と治療」昭和堂、他